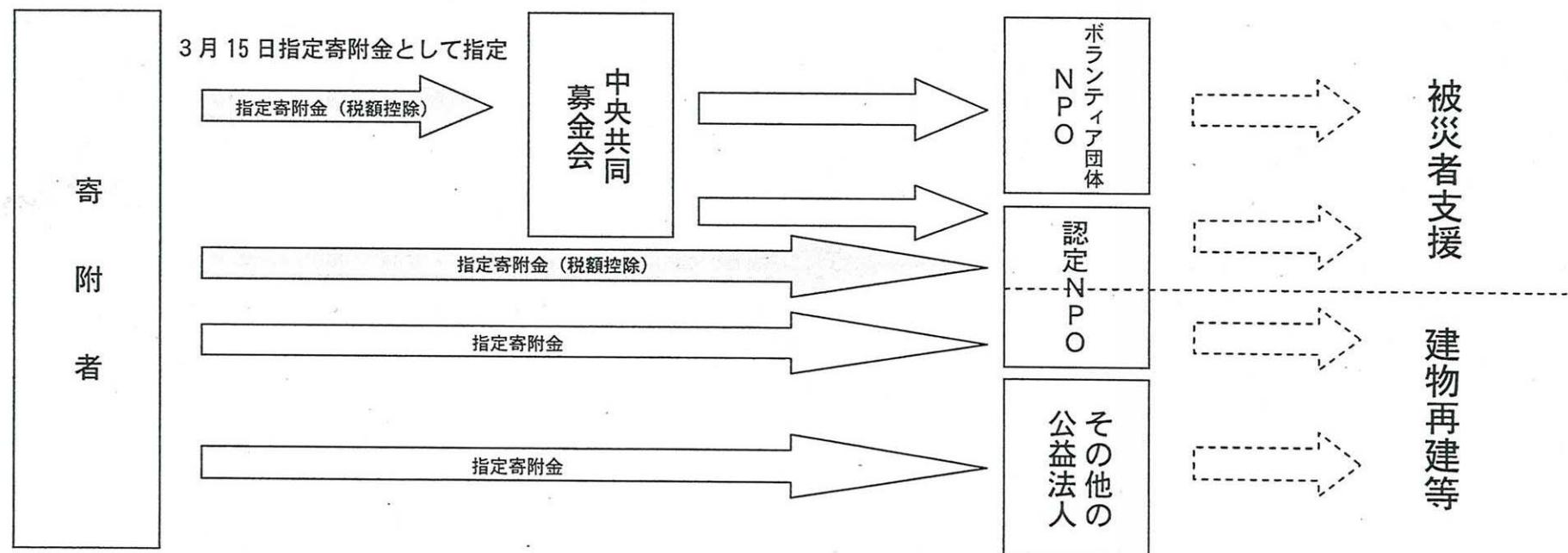


- 今回の大震災の救援活動を行うNPO法人の活動を支援するため、認定NPO法人が、大震災に関連して、被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する。

- この税額控除制度については、平成23年度税制改正法案と同じく、所得控除との選択制とし、税額控除率は40%とする（所得税額の25%を限度）。
- また、救援活動等に必要な資金に充てられるものとして、中央共同募金会に対して支出された寄附金（3月15日指定寄附金として指定）についても、同様の税額控除の対象とする。
- 平成23年、24年、25年分の所得税について適用する。

- ※ PST要件の緩和や、一定の要件を満たす公益法人等に対する寄附に係る税額控除については、平成23年度税制改正法案の早期の実現を図ることで対応。



- また、今回、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%に拡大（現行40%）。

- 大震災関連寄附：大震災関連の指定寄附金及び震災以降の国や被災地方公共団体に対する寄附
- 大震災関連寄附以外の寄附は40%まで、大震災関連寄附とその他の寄附を合わせて80%まで。